

## 講じた措置の内容

令和3年10月15日付け大監第82号で勧告のあった事項について、調査の結果、本件奨励金の債権が正当に譲渡されている事実が確認できなかったため、令和3年12月3日付けで本件連合町会に対して、令和4年2月2日を納付期限として、本件奨励金相当額の返還を請求しました。